# 新型コロナウイルス関連支援等情報一覧

作成時時点の情報を掲載しています。最新情報は市ホームページをご確認ください。



(個人向け)	
給付金・助成金等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
貸付に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
支払いの猶予・減免するもの・・・・・・・・・・・・	2
相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(事業者向け)	
貸付・助成金・支援金・給付金・・・・・・・・・・・・	7
市税の納税猶予・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
支援策等を予定しているもの・・・・・・・・・・・・	9
(総合情報)	
対応期間を延長するもの・・・・・・・・・・・・・・・	10
郵送・電話等の対応が可能となったもの・・・・・・・・・	11
お知らせ(来庁による相談を休止したもの)・・・・・・・・	15
お知らせ(中止しているもの)・・・・・・・・・・・・	15
お知らせ(縮小しているもの)・・・・・・・・・・・・	16
お知らせ (窓口受付時間を変更しているもの)・・・・・・・	16
注意喚起・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
支援策等を予定しているもの (国で検討中のもの)・・・・・・	16

## 枚方市

令和2年4月20日作成(6月3日更新)

# 新型コロナウイルス関連支援等情報一覧 (個人向け)

## ● 給付金・助成金等

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
国民健康保険被保険者へ	会社等に雇われている国民健	労務に服することができなくなった日から起算して3日	国民健康保険室
の傷病手当金	康保険被保険者で、新型コロナ	を経過した日から、労務に服することができない期間の	(給付担当)
	ウイルスに感染又は感染の疑	うち就労を予定していた日について、直近3カ月の給与	TEL: 841-1403
	いがあり、労務に服することが	等の平均日額の3分の2(一部支払いがある場合はその	FAX: 841-3716
	できなくなった人	差額分)を給付。事業所・医療機関からの証明書が必要。	
ひとり親等のための休業	休業等により所得が減少した	新型コロナウイルス感染症の影響により、保育サービス	年金児童手当課
手当金	ひとり親	や施設閉鎖に伴い、子どもの保育のため休業を余儀なく	TEL: 841-1408
		されたひとり親等の所得支援として 1 日あたり上限	FAX: 841-3039
		4,600 円を支給	
子育て世帯への臨時特別	令和2年4月分の児童手当の	新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和2年4月7	年金児童手当課
給付金	受給者	日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決	TEL:841-1408
		定。新型コロナウイルスの影響を受けている子育て世帯	FAX: 841-3039
		の生活を支援する取り組みの一つとして、令和2年4月	
		分の児童手当の受給者に対し、対象児童一人につき1万	
		円を支給。申請の必要なし	
ひとり親等世帯への特別	児童扶養手当の受給者、ひとり	児童扶養手当の受給者、ひとり親家庭医療証の対象者の	年金児童手当課
給付金	親家庭医療証の対象者(生活保	世帯に属する 18 歳以下の子ども 1 人あたり 5 万円。た	TEL: 841-1408
	護世帯を除く)	だし、平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生ま	FAX: 841-3039
		れの子どもは1人あたり10万円給付。	医療助成課
		申請の必要なし(詳細はお問い合わせください)	TEL: 841-1359
			FAX: 841-3039
デリバリー支援事業	出前館、LINE デリマを利用し、	期間:令和2年(2020)年6月1日~7月31日(予定)	商工振興課
	市内店舗から市内へ配達を依	1,000 円以上の商品購入で、500 ポイントの LINE ポイン	TEL: 841-1381
	頼した方	トが付与されます。(期間中1日1回、何度でも)	FAX: 841-1278
		詳細については、キャンペーン開始後のデリバリーサー	
		ビス購入サイトをご確認ください。	
		他の類似キャンペーンの延長等により期間変更あり。	
住居確保給付金	離職・廃業から2年以内または	離職等により経済的に困窮している方で、収入、資産等	地域健康福祉室
	休業等により収入が減少し、離	の要件に該当する場合に、3 か月の家賃相当額を枚方市	(健康福祉総合相談担当)
	職と同程度の状況にある方	から家主さんに支給。収入要件 (月額):単身 122,000 以	TEL: 841-1401
		下、2 人世帯 176,000 以下。支給額(家賃月額共益費・	FAX: 841-5711
		管理費は対象外): 単身 38,000 円、2 人世帯 46,000 円	
		相談、詳細については必ず事前にお電話を。	
妊婦への特別給付金	4月28日時点で妊娠中の方で	枚方市において国の定額給付金の対象者で、4月28日時	地域健康福祉室
	6月1日までに妊娠届出書を提	点で妊娠中の方(妊娠届出書が未提出の方は6月1日ま	(母子保健担当(保健セ
	出した方	でに届出が必要:郵送可)に5万円給付。対象者宛に送	ンター))
		付される申請書を提出してください。	TEL: 840-7221
			FAX: 840-4496
特別定額給付金	基準日(令和2年4月27日)	基準日(令和2年4月27日)に住民基本台帳(枚方市)	特別定額給付金室
	に住民基本台帳(枚方市)に記	に記録されている者に対して給付対象者 1 人つき 10 万	TEL: 841-1363
	録されている者	円。申請は郵送申請方式かオンライン申請方式。給付は	
		原則として申請者本人名義の口座へ振込。※コールセン	
		ター:03-5638-5855(9 時~18 時半、土日祝日を除く)	

子どもの学び・発達支援の	市内在住の0歳から2歳、及び	2,000円(QRコード用紙)の図書カードを6月の第2週	子ども青少年政策課
ための図書カード配付事	幼稚園・保育所等に在籍しない	目から簡易書留で発送予定(申請不要)。	TEL:841-1375
業	3歳以上の未就学児		FAX: 843-2244
就学援助制度	小中学校就学援助制度の申請	新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が著しく減収	教育支援推進室
	者	したことにより、就学が困難になる児童生徒の保護者に	(学事保健担当)
		対して、特別な事情として、給与証明等で確認を行うこ	TEL: 050-7105-8043
		とにより、就学援助を行う。	FAX: 851-2187
就学援助認定世帯への特	就学援助認定世帯	就学援助の認定を受けた世帯に属する、児童・生徒1人	教育支援推進室
別給付金		あたり5万円を給付。(申請の必要なし)	(学事保健担当)
			TEL: 050-7105-8043
			FAX: 851-2187
就学援助認定世帯への臨	就学援助認定世帯	国の緊急事態宣言を受けたことに伴う臨時休業期間中の	教育支援推進室
時休業中における昼食費		自宅での昼食代を就学援助認定世帯の保護者に支給す	(学事保健担当)
		る。	TEL: 050-7105-8043
			FAX: 851-2187

## ● 貸付に関するもの

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
母子父子寡婦福祉資金の	ひとり親家庭・寡婦	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍	子どもの育ち見守りセン
貸付及び償還金の支払い		する保育所、学校等の臨時休業・勤務先の休業により一	ター
猶予		時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたす場合	TEL: 050-7102-3227
		に生活資金の貸付が可能となる場合があります。また、	FAX: 846-7952
		新型コロナウイルス感染症の影響により、支払期日に償	
		還金を支払うことが著しく困難になった場合、支払いを	
		猶予することができます。	
緊急小口資金(主に休業さ	新型コロナウイルスの影響を	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少	枚方市社会福祉協議会
れた方向け)	受け休業等により収入の減少	額の費用の貸付。貸付上限額は、学校等の休業、個人事業	TEL: 807-3017
	があり、緊急かつ一時的な生計	主等の特例の場合 20 万円以内、その他の場合は 10 万円	FAX:845-1897
	維持のための貸付を必要とす	以内。無利子、保証人不要、償還期限は2年以内で1年	
	る世帯	以内の据置期間あり。	
総合支援資金(主に失業さ	新型コロナウイルスの影響を	生活再建までの間に必要な生活費用の貸付。貸付上限額	枚方市社会福祉協議会
れた方等向け)	受け、収入の減少や失業等によ	(月額)は、単身 15 万円以内、2 人以上 20 万円以内。	TEL: 807-3017
	り生活に困窮し、日常生活の維	で貸付期間は3ヵ月以内。無利子、保証人不要、償還期	FAX:845-1897
	持が困難となっている世帯	限は 10 年以内で 1 年以内の据置期間あり。注)原則、自	
		立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要	
		件。	

### ● 支払いの猶予・減免するもの

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
市税の納税猶予	令和 2 年 2 月以降の任意の期	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等の収入	納稅課
	間(1 か月以上)において、事	に相当の減少があり、市税の納付が困難になられた方へ	TEL: 841-1380
	業等(給与含む)に係る収入が	の徴収猶予の「特例制度」(最大1年間の猶予、担保提供	FAX: 841-6099
	前年同期に比べて概ね 20%以	不要、延滞金全額免除)が認められる場合があります。	
	上減少し、市税を一時に納付		
	し、又は納入を行うことが困難		
	な方		

	шшл>+ э ц = 1 // ц + + 1	人和二左连八开龙人切马左连八五归外州五三上人在三上	
国民健康保険料	世帯の主たる生計維持者の方	令和元年度分及び令和2年度分の保険料のうち令和2年	
後期高齢者医療保険料	が以下に該当する被保険者	2月1日から令和3年3月31日までに納期限が設定さ	(国民健康保険)
介護保険料	①新型コロナウイルス感染症	れている保険料について、申請に基づき減免を行います。	国民健康保険室
の減免	により死亡、重篤な傷病を負わ		(国民健康保険担当)
	れた場合		TEL: 072-841-1403
	②新型コロナウイルス感染症		FAX: 072-841-3716
	の影響により、事業収入、不動		
	産収入、山林収入または給与収		(後期高齢者医療)
	入のいずれかが前年の3割以		国民健康保険担当
	上減少する見込み		(後期高齢者医療担当)
国民健康保険料	事業の廃止や失業等による著		TEL: 072-841-1334
後期高齢者医療保険料	しい収入減少により、保険料の	が最長6か月間(後期高齢者医療保険料は最長1年間)	FAX: 072-846-2273
介護保険料	全部又は一部を一時に納付す	猶予されることがあります。	
の徴収猶予	ることができないと認められ		(介護保険)
0万以以10000000000000000000000000000000000	などとかくさないと認められ		地域健康福祉室
			(長寿・介護保険担当)
国民健康保険料  後期京輸者医療保険料	事業の廃止や失業等による著	収入の著しい減少や災害による著しい被害を受けた場合	(長寿・万護休庾担当) TEL: 072-841-1460
後期高齢者医療保険料	しい収入減少により、の支払い	に一部負担金(利用者負担)が減額もしくは免除される	FAX: 072-841-1460
介護保険料	が困難な場合	ことがあります。	FAX • 072-844-0313
の一部負担金(利用者負			
担)の減免			
障害福祉サービス利用者	事業の廃止や失業等による著	収入の著しい減少や災害による著しい被害を受けた場合	地域健康福祉室
負担の減免	しい収入減少により、障害福祉	に利用料が免除されることがあります。 	(障害福祉担当)
	サービスの利用料の支払いが		TEL: 072-841-1457
	困難な場合		FAX: 072-841-5123
介護保険料の徴収猶予	事業の廃止や失業等による著	納付することができない金額を限度として、徴収(納付)	地域健康福祉室
	しい収入減少により、保険料の	が最長6か月間猶予されることがあります。	(長寿・介護保険担当)
	全部又は一部を一時に納付す		TEL: 072-841-1460
	ることができないと認められ		FAX: 072-844-0315
	た場合		
介護保険料の減免	事業の廃止や失業等による著	保険料の支払いが困難と認められるときは、申請により	地域健康福祉室
	しい収入減少により、介護保険	介護保険料の減免ができることがあります。	(長寿・介護保険担当)
	┃ ┃料の納付が困難な場合		TEL: 072-841-1460
			FAX: 072-844-0315
介護保険利用者負担の減	<u>-</u> - 事業の廃止や失業等による著	│ │収入の著しい減少や災害による著しい被害を受けた場合	地域健康福祉室
免	しい収入減少により、介護保険	に利用料が減額もしくは免除されることがあります。	(長寿・介護保険担当)
	サービスの利用料の支払いが		TEL: 072-841-1460
	困難な場合		FAX: 072-844-0315
   保育料(利用者負担額)の	新型コロナウイルス感染症に	   登園自粛を要請した期間(令和2年3月2日∼令和2年	保育幼稚園入園課
減額(還付)		登園日州を奏嗣した期间(PM2 年 3 月 2 日~ PM2 年 6 月 30 日の間)に、家庭保育に協力し、1 日以上登園を	
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	関し、登園自粛を要請した期間		TEL: 841-1472
	に家庭保育に協力し、1日以上	日粛した場合の保育料(利用者負担額)を国の基準に基	FAX: 841-4319
	登園を自粛した場合 	づき日割り計算の上、還付するもの。	
		※ 保育料(利用者負担額)の減額は月ごとに行い、登園	
		を控えた日数に応じて日割り計算となります。	
		※ 円滑な精算事務を行うため、保育料(利用者負担額)	
		については、一旦満額をお支払いいただくこととなりま	
		す。	
		※ 手続きについては、5 月初旬に対象者に郵送でお知	
		らせしたほか、市のホームページでご案内しています。	
		※ 臨時休園が発生した場合などで、取り扱いが変更と	
		なる可能性があります。	
	i		

し尿処理手数料の支払い	緊急事態宣言発令に伴い、外出	緊急事態宣言発令に伴い、外出の自粛要請となったこと	淀川衛生事業所
	の自粛要請となったことによ	により、臨時収集に係るし尿処理手数料が免除できる場	TEL: 831—1180
	り、臨時収集が必要となった世	合があります。	FAX:831—1184
	带		
市営自転車駐車場の4・5月	新型コロナウイルス感染症の	新型コロナウイルス感染症の影響で、自転車駐車場の 4・	交通対策課
定期券のキャンセル及び	影響により、4・5月分の自転	5月分の定期券をキャンセルする方は還付いたします。	TEL: 050-7102-6530
購入	車駐車場の定期券をキャンセ	また、4・5月分の定期券の支払いに来れない方は支払	FAX: 841-4605
	ルする方及び定期券の購入手	いの手続きを延長いたします。なお、次回に自転車駐車	
	続きが必要な方	場を利用された時に、手続きをお願いします。	
水道料金等の支払い	新型コロナウイルス感染症の	新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が大幅に減	上下水道局
	影響により、水道料金等の支払	少した等の事情により、水道料金・下水道使用料等の支	お客さまセンター
	いなどが困難な方	払いが困難な方に支払い期限を延長します。	TEL: 848-5518
			FAX: 898-7760
公共料金の支払い	新型コロナウイルス感染症の	大阪ガス	
	影響により、公共料金の支払い	午前9時から午後7時(月~土)	
	などが困難な方	午前9時から午後5時(日・祝)	
		TEL: 0120-078-071	
		関西電力(関西電力コールセンター)	
		午前9時から午後6時(平日)	
		電気料金 TEL;0800-777-8810	
		ガス料金 TEL:0800-777-7109	
		NTT(NTT ファイナンス料金センター)	
		午前9時から午後5時(平日)	
		TEL; 0800-333-5550	
		NHK(NHK 大阪中央営業センター)	
		午前 10 時から午後 5 時(平日)	
		TEL: 06-6937-9000	

#### ● 相談窓口

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
新型コロナウイルス電話	感染予防、体調や医療機関受診	日常生活での感染予防方法や、健康及び体調・医療機関	電話相談窓口(コールセ
相談窓口(専用電話)	のタイミング等についての一	受診のタイミング等に関する一般的な相談	ンター)
	般な相談の方	○相談・受診の前に心がけていただきたいこと	TEL: 841-1253
		・発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休	FAX: 841-5711
		み外出を控える。	
		・発熱等の風邪症状が見られたら、毎日体温を測定して	
		記録しておく	
		・基礎疾患(持病)をお持ちの方で症状に変化がある方、	
		新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、ま	
		ずは、かかりつけ医等に電話でご相談ください。	
新型コロナ受診相談セン	新型コロナウイルス感染症を	相談の結果、感染の疑いがある場合には専門の「帰国者・	新型コロナ受診相談セン
ター(帰国者・接触者相談	疑われる方	接触者外来」を紹介します	ター(帰国者・接触者相
センター)		○相談・受診の目安	談センター)
		少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに	TEL: 841-1326
		ご相談ください。(これらに該当しない場合の相談も可	FAX: 841-5711
		能です。)	
		1. 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高	
		熱等の強い症状のいずれかがある場合	
		2. 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的	
		軽い風邪の症状がある場合	

		(※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD	
		等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫	
		抑制剤や抗がん剤等を用いている方	
		3. 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状	
		が続く場合	
		(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状	
		には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはす	
		ぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければ	
		ならない方も同様です。)	
		(妊婦の方へ)	
		妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同	
		様に、早めに新型コロナ受診相談センターにご相談くだ	
		さい。	
		(お子様をお持ちの方へ)	
		小児については、小児科医による診察が望ましく、新型	
		コロナ受診相談センターやかかりつけ小児医療機関に電	
		話などでご相談ください。	
		※なお、この目安は、市民のみなさまが、相談・受診す	
		る目安です。これまで通り、検査については医師が個別	
		に判断します。	
		A 風邪の症状や37.5°C前後の発熱が4日程度続いてい	
		る(高齢者・妊婦・基礎疾患がある方は2日程度)。	
		B 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)があ	
		る。	
18 歳未満の子どもに関す	0歳~18歳未満の子ども、親	18 歳未満の子どもを養育する家庭の育児不安や家族関	子どもの育ち見守りセン
る様々な相談	等	係、子どもの発達、子どものこころに関すること、児童虐	ター(子ども家庭相談担
		待等様々な相談	当)
		月~金曜日(午前9時から午後17時30分、祝日、年末	TEL: 050-7102-3221
		年始除く)面接は要予約	FAX: 846-7952
生活支援コールセンター	新型コロナウイルス感染症の	新型コロナウイルス感染症対策による雇用調整等により	生活支援コールセンター
	影響で収入が減少した方など	急激に減収した人などの生活支援などの相談	TEL: 841-1406
		開設時間:午前9時~午後5時30分(平日のみ)	FAX: 841-5711
男女共生フロア・ウィルの	女性のための面接相談、法律相	男女共生フロア・ウィルのすべての相談事業は、6月1日	男女共生フロア・ウィル
相談(女性のための面接相	談、電話相談、男性のための電	より再開しています。女性のための面接相談、法律相談	TEL: 843-5636
談・法律相談・電話相談、	話相談を希望される方	は要予約。	FAX: 843-5637
男性のための電話相談)		予約受付時間:平日及び第1土曜日 9時~17時半	
		(ただし、火・木は 20 時まで、第1土曜日以外の土日祝	
		除く)	
枚方人権まちづくり協会	人権相談を希望される方	枚方人権まちづくり協会では、不当な差別やいじめ等の	特定非営利活動法人
「人権なんでも相談」		人権侵害を受けた場合などの「人権なんでも相談」を受	枚方人権まちづくり協会
		け付けており、5月25日より対面による相談を再開して	TEL: 844-8788
		います。	FAX: 844-8799
		TEL:844-8788 平日午前9時~午後5時30分	
		※第1水曜・第4木曜は午後 0 時 45 分~午後 5 時 30 分	人権政策室
			TEL: 841-1259
			FAX: 841-1700
L			

配偶者からの暴力 (DV) の	配偶者からの暴力 (DV) 被害に	新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安・ストレスな	DV 相談+(プラス)
相談	遭われている方	どにより DV の増加・深刻化が懸念されることから、内	https://soudanplus.jp
		閣府はメール、チャット、電話で相談できる「DV 相談+	0120-279-889
		(プラス)」を実施しています。10 か国語に対応。メール	
		と電話は 24 時間受付、チャットは正午から午後 10 時ま	
		で。	
		枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談	枚方市配偶者暴力相談支
		室」でも平日午前9時~17 時半まで電話相談・面接相談	援センター「ひらかた DV
		ができます。	相談室」
			050-7102-3232
新型コロナウイルスに関	新型コロナウイルスの感染拡	新型コロナウイルスに関する法律問題全般に弁護士が無	大阪弁護士会
する電話法律相談	大で法律問題を抱えるすべて	料で電話相談(午前 10 時から午後 4 時、土日祝日を除	TEL: 06-6364-2046
	の方	<)	
		●労働問題、経営問題、貧困問題、家庭問題、消費者問	
		題、学校の問題、差別の問題等、新型コロナウイルスに関	
		する法律問題全般	
新型コロナウイルスに関	新型コロナウイルス感染拡大	新型コロナウイルスの感染拡大により生活に困っている	大阪司法書士会
する生活困りごと電話相	により生活に困っている方々	方々に、司法書士が無料で電話及び Web 相談	TEL: 0120-315199
淡淡		(電話相談は午前 11 時から午後 5 時、Web 相談は午後	Web 相談はリンク先を
		2時から午後5時、いずれも土日祝日を除く)	参照

# 新型コロナウイルス関連支援等情報一覧 (事業者向け)

### ● 支援制度(貸付・助成金・支援金・給付金)

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
デリバリー支援事業	4月7日以降に出前館、LINE	指定デリバリーサービスのサービス利用料最大 10%を	商工振興課
	デリマでデリバリーサービス	市が助成。また、新規登録時には専用フォームから、「枚	TEL: 841-1381
	を開始した市内飲食店	方市の紹介」と入力し、指定のデリバリーサービスに登	FAX: 841-1278
		録することで、初期費用が無料となります。	
		詳細は、市ホームページをご確認ください。	
事業継続固定費支援金	枚方市内においてテナント契	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、特に影響を受け	商工振興課
	約で事業を営んでおり、令和2	る中小企業・個人事業主のうち、府の支援金の対象にな	TEL: 841-1381
	年4月から6月のいずれか1	らない売上減少幅 15%以上 50%未満のテナント運営の	FAX: 841-1278
	か月の売上が前年同月比で減	事業者に対し、1つの事業所につき 10万円を支給するも	
	少率が 15%以上 50%未満であ	の。	
	る事業者	申請は、郵送又は合同受付窓口(枚方市市民会館大ホー	
		ルロビーに 5 月 28 日に設置)で提出。	
		詳細はホームページをご確認ください。	
中小企業信用保険法第2条	最近 1 か月間の売上高等が前	新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少したこ	商工振興課
第5項第4号の規定に基づ	年同月比で 20%以上減少して	とへの資金繰り支援措置としてセーフティネット 4 号が	TEL: 841-1381
く認定(セーフティネット	おり、かつ、その後2か月を含	発動され、一般保証とは別枠で保証が利用可能となりま	FAX: 841-1278
保証 4 号)	む 3 か月間の売上高等が前年	す。制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要	
	同月比で 20%以上減少するこ	となります	
	とが見込まれる中小企業者		
中小企業信用保険法第2条	国が指定する業種に属する事	業績の悪化している業種に属することにより、経営の安	商工振興課
第5項第5号の規定に基づ	業を行い、最近3か月の売上高	定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化	TEL: 841-1381
く認定(セーフティネット	等が前年同月比で5%以上減少	を図るため、通常の保証限度額とは別枠で80%保証が行	FAX: 841-1278
保証 5 号)	している中小事業者	われます。制度の利用には、事業所の所在する市の認定	
		が必要となります	
危機関連保証制度(新型コ	最近 1 か月間の売上高等が前	新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業・小	商工振興課
ロナウイルス関連融資)	年同月比で 15%以上減少して	規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、既	TEL: 841-1381
	おり、かつ、その後2か月を含	に実施したセーフティネット保証に加えて、危機関連保	FAX: 841-1278
	む 3 か月間の売上高等が前年	証が発動され、一般保証及びセーフティネット保証とは	
	同月比で 15%以上減少するこ	別枠となる 100%保証が利用可能となります。制度の利	
	とが見込まれる中小企業者	用には、事業所の所在する市の認定が必要となります	
新型コロナウイルス感染	本市が認定したセーフティネ	新型コロナウイルス感染症にかかる大阪府制度融資にお	商工振興課
症対応緊急資金にかかる	ット保証4号・5号、危機関連	いて、本市が認定したセーフティネット保証4号・5号、	TEL: 841-1381
信用保証料の交付	保証を利用して 400 万円以下	危機関連保証を利用して 400 万円以下の融資を受けた市	FAX: 841-1278
	の融資を受けた市内事業者	内事業者に、大阪府中小企業信用保証協会へ支払った信	
		用保証料を最高 10 万円まで補助します。	
小学校休業等対応助成金	労働基準法上の年次有給休暇	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校	学校等休業助成金・支援
(労働者を雇用する事業	とは別に、有給の休暇を取得さ	等が臨時休業した場合等に、保護者である労働者に対し、	金等相談コールセンター
主の方向け)	せた事業主	労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取	TEL: 0120-60-3999
		得させた事業主に助成 (支給額:対象労働者に支払っ	午前9時から午後9時
		た賃金相当額×10/10))日額上限 8,330 円	土日・祝日含む
小学校休業等対応支援金	小学校等の臨時休業等により、	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校	学校等休業助成金・支援
(委託を受けて個人で仕	契約した仕事ができなくなっ	等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うために、契	金等相談コールセンター
事をする方向け)	た個人で仕事をする保護者	約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ	TEL: 0120-60-3999
		の支援金を支給(業務委託契約等の要件あり)	午前9時から午後9時
		就業できなかった日について 1 日当たり 4,100 円 (定額)	土日・祝日含む

雇用調整助成金の特例措	新型コロナウイルス感染症の	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮	雇用調整助成金コールセ
置	影響を受ける事業主	小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に	ンター
	が自己文がもず木工	休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図	TEL: 0120-60-3999
		った場合に、休業手当等の一部を助成	午前9時から午後9時
			土日・祝日含む
 休業要請支援金(府・市町	大阪府から施設の使用制限に	│ │ 休業要請等を受け、特に深刻な影響を被っている中小企	休業要請支援金相談コー
村共同支援事業)	よる休業要請等を受け、特に深	業に 100 万円、個人事業主に 50 万円を支給。※対象要	ルセンター
们六四又饭事未)	刻な影響を被っている中小企	#に 100 分月、個人事業主に 30 分月を支配。 ※対象要 件: 令和 2 年 3 月 31 日以前に開業し、大阪府内に主た	TEL: 06-6210-9525
	業・個人事業主 	る事業所有し、4月21日から5月6日までの全ての期間	FAX: 06-6210-9504
		において施設を全面的に休業(食事提供施設は、営業時間に対象の持ちまた。	午前 10 時から午後 5 時
		間短縮等の協力を含む)し、令和2年4月の売上が前年	(日曜日除く毎日)
		同月対比で 50%以上減少していること。申請は 5 月 31	
		日までで、【休業要請支援金(府・市町村共同支援金)ホ	
		ームページ】から Web 受付後、郵送で申請。	
休業要請外支援金	休業要請支援金(府・市町村共	休業要請支援金の支給対象外となった施設運営者で、府	休業要請外支援金コール
	同支援事業) の支給対象外とな	内に事業所を有する中小法人に 50 万円 (府内に複数事業	センター
	った施設運営者で、府内に事業	所を有する場合は 100 万円)、個人事業主に 25 万円(府	TEL: 0570-200-308
	所を有する中小企業その他の	内に複数事業所を有する場合は 50 万円)を支給。	午前9時から午後7時ま
	法人及び個人事業主	※対象要件:令和 2 年 3 月 31 日時点で大阪府内に事業	で (土日含む毎日)
		所を有し、休業要請支援金の支給対象とならず、令和2年	6月 28 日からは午前 10
		4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%	時から午後5時まで
		以上減少していること。	
		申請は6月1日から6月30日までで、【休業要請外支援	
		金ホームページ】から Web 受付後、郵送で申請。	
		Web 事前登録は 5 月 27 日より受付開始。	
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む	持続化給付金事業コール
	業者、フリーランスを含む個人	個人事業者等、その他各種法人等で新型コロナウイルス	センター
	事業者等、その他各種法人等で	の影響により、売上が前年同月比で 50%以上減少してい	TEL:0120-115-570、IP
	新型コロナウイルスの影響に	   る者に対しで、法人は 200 万円以内、個人事業者等は 100	電話等からは 03-6831-
	より、売上が前年同月比で	   万円以内を支給。「持続化給付金の申請受付ホームペー	0613
	50%以上減少している者	ジ」から Web 申請。Web 申請が困難な方のために、「申	【5月・6月】
		請サポート会場   が開設される予定。	全日 8:30~19:00
			【7月】
			日曜日~金曜日の 8:30
			~19:00 (土祝日除く)
			【8月以降】
			日曜日~金曜日の 8:30
			~17:00 (土祝日除く)
			11.00 (工作日际 / )

#### ● 市税の納税猶予

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
市税の納税猶予	令和 2 年 2 月以降の任意の期	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等の収入	納税課
	間(1 か月以上)において、事	に相当の減少があり、市税の納付が困難になられた方へ	TEL: 841-1380
	業等(給与含む)に係る収入が	の徴収猶予の「特例制度」(最大1年間の猶予、担保提供	FAX: 841-6099
	前年同期に比べて概ね 20%以	不要、延滞金全額免除)が認められる場合があります。	
	上減少し、市税を一時に納付		
	し、又は納入を行うことが困難		
	な方		

#### ● 相談窓口

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
中小企業・小規模事業者に	新型コロナウイルスの影響を	市内事業者支援の一環として、国・府等で行っている各	商工振興課
対する総合相談窓口	受けている、市内の中小企業・	種支援策の最新情報を提供しています。また、社会保険	TEL: 841-1381
	小規模事業者	労務士・行政書士が無料で相談に応じる専門家相談窓口	FAX: 841-1278
		も開設しています。日程は下記のとおりです。専門家相	
		談窓口を利用される際は、商工振興課まで事前に電話で	
		ご予約ください。	
		① 社会保険労務士相談(雇用調整助成金の活用方法など)	
		・毎週火曜日と金曜日の 13 時~16 時	
		・毎週水曜日と木曜日の 10 時~12 時	
		(2) 行政書士相談(各種申請手続きなど)	
		・毎週月曜日の 10 時~12 時	
 関係機関・施設等へのマス	■ 配布する優先順位が高いと判	医療機関等、特別養護老人ホームなどの入所施設、保育	保健所 保健医療課
クの配布	上 断した関係機関・施設等	所・幼稚園等へマスクを配布。詳細は、各担当課へお問い	TEL:807-7623
7 07 EL1 1	四 した 内	合わせください。	FAX: 845-0685
			1 AX : 043-0003
			地域健康福祉室
			(長寿・介護保険担当)
			TEL: 841-1461
			FAX: 844-0315
			1700 - 011 0010
			地域健康福祉室
			(障害福祉担当)
			TEL: 841-1457
			FAX: 841-5123
			7,000
			   私立保育幼稚園課
			TEL: 841-1474
			FAX: 841-4319
新型コロナウイルスに関	┃   新型コロナウイルスの感染拡	■ 新型コロナウイルスに関する法律問題全般に弁護士が無	大阪弁護士会
する電話法律相談	大で法律問題を抱えるすべて	料で電話相談(午前 10 時から午後 4 時、土日祝日を除	TEL: 06-6364-2046
	の方	<)	
		· ^   ●労働問題、経営問題、貧困問題、家庭問題、消費者問	
		題、学校の問題、差別の問題等、新型コロナウイルスに関	
		する法律問題全般	

### ● 支援策等を予定しているもの

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
新型コロナウイルス感染	感染者、濃厚接触者に対応した	必要な介護サービスを継続して提供するために、通常の	地域健康福祉室
症に係る介護サービス事	介護サービス事業所等	介護サービスの提供時では発生しない、かかり増し経費	(長寿・介護保険担当)
業所等に対するサービス		について助成を行います。	TEL: 072-841-1461
継続支援事業			FAX: 072-844-0315

# 新型コロナウイルス関連支援等情報一覧 (総合情報)

### ● 対応期間を延長するもの

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
住民異動届の期間延長	住民異動届の届出者	14 日以内に行う必要のある転入・転居・世帯主変更など	市民室
		の届出について、新型コロナウイルス感染予防のため 14	TEL: 841-1309
		日を経過した届け出について、期間内の届出と同様の扱	FAX: 841-3039
		いとします。海外からの転入も同様とします。	
マイナンバーカードの継	マイナンバーカードをお持ち	マイナンバーカードを所持している人が転出届をしたも	市民室
続利用おける転入届の期	の転入された方	のの、転出予定日を 30 日経過しても転入届を行わなかっ	TEL: 841-1309
間延長		た場合は、マイナンバーカードは失効することとされて	FAX: 841-3039
		いますが、当分の間は、転出予定日の 60 日後まではマイ	
		ナンバーカードを失効させず、継続利用の手続きができ	
		ます。	
マイナンバーカードの電	マイナンバーカードをお持ち	現在、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書	市民室
子証明書の有効期限延長 	で電子証明書の有効期限が近	の有効期限が近づいた方に、地方公共団体情報システム	TEL: 841-1309
	づいた方	機構(J-LIS)から有効期限のお知らせに関する通知書を	FAX: 841-3039
		郵送しています。	
		有効期限が過ぎた場合、コンビニ交付などの利用ができ	
		なくなるため更新手続きが必要ですが、有効期限が過ぎ	
		てしまった後でも新しい電子証明書を発行することがで	
	// /	きます。   <b>3</b> 787407800000000000000000000000000000000	+ n 14 ==
個人市・府民税の申告期間	個人市・府民税の申告者	所得税の確定申告期限内に申告することが困難な場合に	市民税課
延長		は、期限を区切らずに4月17日(金)以降であっても柔	TEL: 841-1353
		軟に確定申告を受け付けることに伴い、令和 2 年度個人	FAX: 841-3039
法人市民税の申告・納付期	   法人市民税の申告者	市・府民税申告受付についても同様に取り扱います。 やむを得ず期限内に申告・納付することが困難な場合は、	市民税課
法人们民代の中音・納竹期   限の延長	本人甲氏院の甲百名	中請により、その期限を延長することができます。	TEL: 841-1352
限の延長		中間により、ての痴似を延及することができます。	FAX: 841-3039
事業所税の申告・納付期限	事業所税の申告者	│ │ やむを得ず期限内に申告・納付することが困難な場合は、	市民税課
の延長	事未別仇の中百名 	申請により、その期限を延長することができます。	TEL: 841-1352
₩ NEX		一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	FAX: 841-3039
   児童手当、特例給付、児童	   児童手当等の受給者、受給申請	緊急事態宣言の終結後から 15 日以内に申請いただけれ	年金児童手当課
大養手当、特別児童扶養手	光重リヨサッ文相目、文相下明	ば、各申請手続きをすることができなくなった日の属す	TEL:841-1408
当の各種申請の期間延長		る月に申請があったものとします。	FAX: 841-3039
		但し、特別児童扶養手当においては事前相談必要。	
<u></u> 有料道路通行料金の障害		令和2年3月1日から令和2年7月30日までに、障害	地域健康福祉室
者割引の有効期限の延長	年7月30日までに障害者割引	者割引の有効期限を迎える方の有効期限が令和2年7月	(障害福祉担当)
について	の有効期限を迎える方	31日に延長されます。詳細は、各道路会社にお問い合わ	TEL: 841-1457
		せください。	FAX: 841-5123
小児慢性特定疾病医療費	小児慢性疾病医療受給者証を	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3	保健予防課
助成制度の受給者証有効	お持ちの方	月1日から令和3年2月28日の間に有効期間が満了す	TEL: 807-7625
期間の延長について		る受給者証については、有効期間の満了日を原則1年間	FAX: 845-0685
		延長することが決定しました。	
		来期分については、更新手続きに必要な診断書等の取得	
		は不要です。	
		後日、対象者にご案内を郵送します。	

特定不妊治療費用補助金	特定不妊治療費用補助金交付	(1) 令和元年度申請期限の延長	保健予防課
交付事業	申請者	令和2年3月中に治療を終了した方は、申請期限を令	TEL: 807-7625
		和2年4月14日(火)から令和2年5月31日(日)	FAX: 845-0685
		まで延長します。郵送(簡易書留または特定記録郵便)	
		の場合は令和2年5月31日(日)消印有効。	
		(2) 令和 2 年度に、新型コロナウイルス感染防止の観点	
		から治療を延期した場合、	
		①令和 2 年 3 月 31 日時点で妻の年齢が 42 歳のとき	
		は、妻の年齢が 44 歳に到達する日の前日まで補助	
		の対象とします。	
		②初回申請時の治療開始日の妻の年齢が令和2年3月	
		31 日時点で 39 歳のときは、41 歳未満まで通算補助	
		回数を6回とします。	
小中学校就学援助制度申	小中学校就学援助制度の申請	5月16日以降の途中申請について、これまでは申請され	教育支援推進室
請の取扱い変更	者	た月から支給対象としていましたが、令和2年度就学援	学事保健担当
		助制度については、申請時期に関わらず、当面の間、認定	TEL: 050-7105-8044
		者は4月分からの支給対象とします。他市町村からの転	FAX: 851-2187
		入者については、これまでどおり転入月から支給対象と	
		します。特別事情による申請については、事実発生月か	
		らの支給対象を基本とします。	

### ● 郵送・電話等の対応が可能となったもの

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
被災届出証明書について	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震	被災届出証明書の申請については、「被災届出証明発行	危機管理室
	または火事等による被害を受	申請書」に必要書類を添付し郵送していただければ受付	TEL: 841-1270
	けられた方	します。	FAX: 841-3092
災害見舞金品等の申請に	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震	「災害見舞金品等受給申請書」に必要書類を添付し郵送	危機管理室
ついて	または火事等による被害を受	していただければ受付します。郵送による受付を希望さ	TEL: 841-1270
	けられた方	れる場合は必ず事前にご相談下さい。	FAX: 841-3092
	※感染症による罹患は対象外	※感染症による罹患は対象外	
校区自主防災活動に係る	校区の自主防災組織活動をさ	校区自主防災活動に関するご相談や手続き等について	危機管理室
相談や手続きについて	れている方	は、電話、メール、FAX で対応します。「自主防災組織	TEL: 841-1270
		訓練実施届」は郵送での受付も可能です。	FAX: 841-3092
広報ひらかた短信コーナ	広報ひらかたの短信コーナー	広報ひらかた短信コーナーの利用登録は、新規・更新と	広報プロモーション課
ーの利用登録	に催しや会員募集の案内を載	もに、原則、郵送または FAX、電子メールで受付します。	TEL: 841-1258
	せたい方		FAX: 846-5341
自己情報開示等請求書の	自己情報開示等請求をしよう	自己情報開示等請求書の提出については、本人確認を適	コンプライアンス推進課
提出	とされている方	切に行うため、本人が窓口で行うこととしていますが、	TEL: 841-1294
		緊急事態宣言による外出自粛要請期間中に限り、郵送に	FAX: 841-3039
		よる提出を受け付けます。請求書に添付が必要な本人確	
		認書類等については、郵送前にお問合せください。	
国民健康保険・後期高齢者	国民健康保険・後期高齢者医療	以下の手続を除き、郵送・電話での対応が可能です。	国民健康保険室
医療保険に係る手続の郵	保険に係る手続が必要な方	・国民健康保険加入手続	(国民健康保険担当)
送・電話対応		・即日交付を希望する国民健康保険証、高齢受給者証の	TEL: 841-1403
		再発行手続	FAX:841-3716
		・即日交付を希望する後期高齢者医療被保険者証の再発	(後期高齢者医療担当)
		行手続	TEL: 841-1334
		・助産制度を利用している場合の出産育児一時金受付	FAX: 846-2273

医療証交付申請の郵送受	重度障害者医療・老人医療(経	ひとり親家庭医療の以下の手続を除き、郵送での対応が	医療助成課
付	並及性日間と次 とれる (M)   1   1   1   1   1   1   1   1   1	可能です。	TEL: 841-1359
	ども医療などの医療証に関す	・医療証の新規交付申請	FAX: 841-3039
	る手続が必要な方	・保険変更以外の変更届け出	1707 - 011 0000
	2 J JULY 20.5 (2.2)	・資格喪失届け出	
 医療費助成申請の郵送受	重度障害者医療・老人医療(経	各医療費助成の助成申請については郵送での対応が可能	医療助成課
付	並及降日日区点 もれ医療 (程   過措置)・ひとり親家庭医療・子	です。	TEL: 841-1359
נון	とも医療などの医療費助成に		FAX: 841-3039
	関する手続が必要な方		1 AX + 041-3033
   軽自動車税(種別割)の減	・身体・知的・精神障害者で	   緊急事態宣言に伴う外出自粛要請の期間中に限り、郵送	市民税課
発自動単統(種が割)の減 上免申請手続き	一定の条件を満たしている方	※ぶ事恐旦台にはリアの山日州安崩の期間中に成り、野区による受付を行います。申請期限は6月1日(月)まで	TEL: 841 – 1352
光中調子減さ		となります。(消印有効)まずは電話にてお問い合わせ	FAX: 841 – 3039
	の所有、使用する軽自動車等		FAX • 041 - 3039
	・生活保護法に基づく生活扶	ください。	
	助を受けている方の所有、使		
	用する軽自動車等		
	・身体障害者等の利用のため、		
	構造変更を加えた軽自動車等		
	・公益のため、直接専用する軽		
	自動車等		
個人市・府民税の申告	令和2年1月1日現在、市内に	個人市・府民税(住民税)は、住民の身近な行政サービス	市民税課
	住所があり令和元(平成31)	の費用を分担し合うという税金で、前年の所得に対して、	TEL: 841 – 1353
	年中に給与収入があった方で、	翌年度に課税されます。納税義務者は、その年の1月1	FAX: 841 – 3039
	勤務先から市に給与支払報告	日に市内に住所や事務所がある方となり、市が税額を計	
	書が提出されていない方や、給	算し、納税義務者に納税通知書を送付します。個人の市	
	与以外の収入があった方。公的	民税と府民税は税率が違いますが、ともに、均等割(一定	
	年金収入があった方で、年金の	の税額を負担)と、所得割(所得金額に応じて負担)があ	
	源泉徴収票の記載内容に変更	ります。市民税と府民税は併せて市に納付していただき、	
	がある方や医療費控除や生命	府民税については、市から大阪府に払い込みます。	
	保険料控除等の追加控除があ	※令和元(平成31)年中に収入が無かった方や非課税	
	る方、公的年金以外の収入があ	所得(雇用保険・障害年金・遺族年金等)のみの方でも市	
	一った方。営業所得、不動産所得	の福祉・医療関係サービス(国民健康保険・国民年金・介	
	等の収入があった方。	護保険・保育所等)や給付措置等で市・府民税の課税状況	
	(税務署に所得税の確定申告	を使用する場合は申告が必要です。	
	書を提出された方は除く)		
原動機付自転車(排気量1	原付バイクを所有している個	以下の書類等を市民税課軽自動車担当宛に郵送くださ	市民税課
25 c c 以下)等の廃車申	人または法人	L'o	TEL: 841 – 1352
告		・軽自動車税廃車申告書兼標識返納書(ホームページか	FAX: 841-3039
		らダウンロードできます。郵送可)・標識(ナンバープレ	
		ート)・原動機付自転車申告済証・返信用封筒	
		詳しくは電話にてお問い合わせください。	
成年後見利用支援事業に	市長申し立てによる成年後見	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、原則、申	地域健康福祉室
関する申請の郵送受付	制度利用支援事業の手続きを	請等ついて郵送対応とします。	(健康福祉総合相談担当)
	する後見人		TEL:841-1401
			FAX: 841-5711
ひらかた高齢者 SOS キー	枚方市内に住所を有する 65 歳	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来庁を要	地域健康福祉室
ホルダー配布の郵送受付	以上の方等	する申請等ついて郵送対応可能とし、対象者自宅へ郵送	(健康福祉総合相談担当)
		します。(各地域包括支援センターでも同様に対応)	TEL:841-1401
			FAX: 841-5711
i	I	1	

Г		T	
障害福祉サービス(障害児	障害福祉サービス(障害児通所	障害福祉サービス(障害児通所支援を含む)の利用に関	地域健康福祉室
通所支援を含む)の利用に	支援を含む)の利用に関する各	する各更新申請について、障害福祉担当より更新案内を	(障害福祉担当)
関する各更新申請	更新申請が必要な方	送付している方については、郵送でも受付を行います。	TEL: 841-1457
		(郵送時の事前連絡は不要です。)	FAX: 841-5123
日常生活用具の給付	身体障害者手帳、療育手帳、精	各用具によって要件がありますので、福祉のてびき 26~	地域健康福祉室
	神保健福祉手帳所持者、難病患	33ページ参照の上、事前に電話にてお問合せください。	(障害福祉担当)
	者等で日常生活用具の購入を		TEL: 841-1457
	考えられている方。		FAX: 841-5123
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳を初	申請書に、写真とかかりつけの医師の診断書、または、障	地域健康福祉室
の新規申請	めて申請される方	害年金等の証書を添えて、郵送での申請を受付します。	(障害福祉担当)
		郵送での申請を希望される場合は、事前に電話にてお問	TEL: 841-1457
		合せください。	FAX: 841-5123
有料道路通行料金の障害	令和 2 年 7 月 31 日までの間	令和2年7月31日までの間、郵送での手続きを受付し	地域健康福祉室
者割引の手続き	に、新規、変更、更新手続きを	│ │ ます。郵送での手続きを希望される場合は、事前に電話	(障害福祉担当)
	行う方	にてお問合せください。	TEL: 841-1457
			FAX: 841-5123
<u></u> ↑護保険の各種申請、手続	介護保険の申請、届出等が必要	↓ ┃ 介護保険に関する申請や届出については、平時より電話	地域健康福祉室
きの郵送・電話対応	な市民等	や郵送で手続きができるようになっていますが、緊急事	(長寿・介護保険担当)
	3.15 D0 ()	態宣言の発令を受けて、改めてホームページで周知を行	TEL: 841-1460
		っています。ご不明な点はお電話でお問い合わせと来庁	FAX: 844-0315
		を控えていただくようお願いしています。	1700 011 0010
 「ひらかた元気くらわん	   枚方市内に住所を有する 65 歳	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ひらかた	地域健康福祉室
か体操   の DVD・CD 配付	以上の方等	元気くらわんか体操 DVD・CD の使用申し込みは郵送も	健康増進・介護予防担当
に関する郵送・FAX 受付		しくはFAXでの受付可能となりました。なお、書類に記	TEL:841-1458
に対する野区「八八文門		入漏れがあった場合は、ご連絡させていただく場合がご	FAX: 840-4496
		ス網100 のうた物日は、こ連桁させていたたく物日がこ ざいます。	1 AA + 040-4430
 妊娠届出手続き及び母子	枚方市内に居住する妊婦	新型コロナウイルス感染症対策のため、妊娠届出時に提	地域健康福祉室(母子保
健康手帳交付に関する郵		州空コロアライルへ総未延対象のため、妊娠周山時に提出される申請書、届出書等について郵送による提出も可	健担当(保健センター))
送受付		能とします。	E型当(保健センメー)) TEL:840-7221
达文刊		比としまり。	FAX: 840-4496
*********			
指定介護サービス事業者	申請や届出等が必要な介護サ	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来庁を要	福祉指導監査課
の郵送申請・届出等	ービス事業者	する申請・届出等について原則郵送対応とします。なお、	TEL: 841-1468
		郵送前に必ず電話にて審査の予約が必要です。	FAX: 841-1322
高齢者福祉施設事業者の	届出等が必要な高齢者福祉施	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来庁を要	福祉指導監査課
郵送届出等 	設事業者	する届出等について原則郵送対応とします。なお、郵送	TEL: 841-1468
		前に必ず電話にて審査の予約が必要です。	FAX: 841-1322
指定障害福祉サービス事	申請や届け出等が必要な指定	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来庁を要	福祉指導監査課
業者の郵送申請・届出等	障害福祉サービス事業者	する申請・届出等について原則郵送対応とします。なお、	TEL: 841-1467
		郵送前に必ず電話にて審査の予約が必要です。	FAX: 841-1322
結婚等新生活支援補助金	結婚等新生活支援補助金の対	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、結婚等新	子ども青少年政策課
の申込に関する郵送受付	象となる新婚夫婦	生活支援補助金の申込(令和2年1月1日~3月31日に	TEL: 841-1375
		婚姻届等を提出している新婚夫婦に限る)を郵送でも受	FAX: 843-2244
		付可能とします。(令和2年5月31日までに必着)	
		なお、書類の不備等を確認するため、郵送前に必ずお電	
		話等にてご相談ください。	
		※令和2年度の本補助金については、令和2年6月1日	
		から受付開始であるため、後日追ってお知らせいたしま	
		す。	
	<u>l</u>	<u>l</u>	

保育所等の認定にかかる	・保育所等の認定要件や住所	保育所等の認定にかかる変更申請や、要件確認書類の提	保育幼稚園入園課
変更申請や要件確認書類	等を変更される方	出については、郵送で受付します。必要書類等について	TEL: 841-1472
の郵送受付	・各申請にかかる確認書類を	は電話でお問い合わせください。	FAX: 841-4319
	提出される方	なお、保育所等の新規申請、第一希望園の変更、転園申請	
		は、原則として窓口で受付させていただきます。	
枚方市公害防止条例、大気	環境指導課における届出手続	感染拡大防止の観点から、各種届出について郵送並びに	環境指導課
関係法令、水質関係法令等	きが必要な方	メールでの対応を主としますので、事前にお問い合わせ	TEL:050-7102-6014
の環境指導課における各		下さい。	FAX:849-1206
種届出等の郵送受付			
都市計画課における申請・	都市計画課における申請・届出	3 密防止対策等の徹底を図るため、当課所管の事務に関	都市計画課
届出手続きに関する郵送	手続きが必要な方	する申請・届出等の手続きを郵送にて受付します。まず	TEL: 841-1414
受付		は電話にて、手続き等についてお問い合わせください	FAX: 841-4607
①屋外広告業の登録	①屋外広告業の登録等の届け	3 密防止対策等の徹底を図るため、各種申請・届出等の	住宅まちづくり課
②屋外広告物の許可申請	手続きが必要な方	手続きについては、まず、電話にてお問合せいただき極	TEL: 841-1478
等	②屋外広告物の許可申請等の	力郵送等で事務処理できるよう対応します。	FAX: 841-5101
-	手続きが必要な方		
景観法に基づく届出	・届出の対象となる行為を行	3 密防止対策等の徹底を図るため、各種申請・届出等の	住宅まちづくり課
	う方	手続きについては、まず、電話にてお問合せいただき極	TEL: 841-1478
		力郵送等で事務処理できるよう対応します。	FAX: 841-5101
		75 FERRE CE SON 775 BOOK 76	1700 - 011 0101
耐震診断(木造住宅以外)	・対象物の所有者	3 密防止対策等の徹底を図るため、各種申請・届出等の	住宅まちづくり課
補助制度		手続きについては、まず、電話にてお問合せいただき極	TEL: 841-1478
		力郵送等で事務処理できるよう対応します。	FAX: 841-5101
被相続人居住用家屋等確	対象となる空き家及び土地の	3 密防止対策等の徹底を図るため、、各種申請・届出等の	住宅まちづくり課
認書の交付申請	相続人	手続きについては、まず、電話にてお問合せいただき極	TEL: 841-1478
		力郵送等で事務処理できるよう対応します。	FAX: 841-5101
住宅確保要配慮者円滑入	セーフティネット住宅の登録	3 密防止対策等の徹底を図るため、各種申請・届出等の	住宅まちづくり課
居賃貸住宅事業各種手続	等の手続きが必要な方	手続きについては、まず、電話にてお問合せいただき極	TEL: 841-1478
き		力郵送等で事務処理できるよう対応します。	FAX: 841-5101
サービス付き高齢者向け	サービス付き高齢者向け住宅	3 密防止対策等の徹底を図るため、各種申請・届出等の	住宅まちづくり課
住宅事業登録等各種手続	事業登録等各種手続きが必要	手続きについては、まず、電話にてお問合せいただき極	正七よりラくり課 TEL: 841-1478
さ き	事来豆啄守行住于帆さり必安   な方	力郵送等で事務処理できるよう対応します。	FAX: 841-5101
	.071	//おだすくも切だ在してであ / ////// しまり。	1777 • 041-3101
開発調整課における協議・	開発調整課における協議・届出	3 密防止対策等の徹底を図るため、建築行為等の事前協	開発調整課
届出手続きに関する郵送	手続きが必要な方	議(条例 15 条)、建築基準法の許可、認定に伴う事前協	TEL: 841-1432
受付		議(条例 16 条)、共同住宅等の建築に伴う協議(条例 17	FAX: 841-5101
		条)、中高層建築物建築協議(条例 18 条)について郵送	
		でも受付	
開発審査課における申請・	開発審査課における申請・届出	3 密防止対策等の徹底を図るため、開発審査課に提出さ	開発審査課
届出手続きに関する郵送	手続きが必要な方	れる申請書、届出書等について郵送による提出も可能と	TEL: 841-1438
受付	1 00 2 15 00 00 00 00 00	します。なお、郵送を希望される場合は、事前に問合せを	FAX: 841-5101
		行ってください。	
建築安全課における中間・	建築安全課における中間・完了	3 密防止対策等の徹底を図るため、中間・完了検査申請	建築安全課
完了検査申請手続き等に	検査申請手続き等が必要な方	等について、郵送でも受付を行います。検査日まで日数	生来文主味 TEL: 841-1441
関する郵送受付		を要する場合がありますので、郵送による受付を希望さ	FAX: 841-5101
N1 / 0 74 KC X []		れる場合は、必ず事前にご相談ください。	1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		1い3/物口は、必り 尹別にし旧談へたさい。	

#### ● お知らせ(来庁による相談を休止したもの)

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
市民活動課における窓口	校区コミュニティ協議会や自	新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、相談	市民活動課
相談	治会、NPO法人等	業務については、基本的に電話、メール等での対応とし	TEL: 841-1273
		ます。	FAX: 841-5133
健康相談・栄養相談の中止	全市民	来所での、健康や栄養に関する相談については開催を見	地域健康福祉室
について		合わせています。	(健康増進・介護予防担
		ご相談については電話にて対応します。	当(保健センター))
			TEL:841-1458
			FAX:840-4496
市国民健康保険加入者対	市国民健康保険加入者	人間ドック受診費用助成制度の申請は、郵送での受付の	地域健康福祉室
象の人間ドック費用助成		みとなっています。	(健康増進・介護予防担
申請の窓口申請の中止に			当(保健センター))
ついて			TEL:841-1458
			FAX:840-4496
乳幼児に関する相談につ	乳幼児に関する相談がある方	1. 現在中止しています。	地域健康福祉室
いて		ご相談については必要に応じて個別に対応いたしますの	(母子保健担当(保健セ
1. 乳幼児健康相談		で、保健センターまたは北部リーフにご連絡ください	ンター))
		保健センター	TEL: 840-7221
		TEL:840-7221、FAX:840-4496	FAX: 840-4496
		すこやか健康相談室<北部リーフ>	
		TEL: 851-1220、FAX: 851-1152	

### ● お知らせ (中止しているもの)

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
健康教室の開催中止およ	全市民	保健センターでの健康に関する教室の開催は見合わせて	地域健康福祉室
び延期について		います。	(健康増進・介護予防担
			当(保健センター))
			TEL:841-1458
			FAX:840-4496
介護予防普及啓発事業の	枚方市内に住所を有する 65 歳	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令により、	地域健康福祉室
中止について	以上の方等	介護予防講座等の開催を見合わせております。	健康増進・介護予防担当
			TEL:841-1458
			FAX:840-4496
2歳6か月児歯科健康診査	2歳6か月児歯科健診の対象者	2歳6か月児健康診査を中止し、希望制の歯科相談会を	地域健康福祉室
の開催中止		7 月から開始予定です。ご相談については必要に応じて	(母子保健担当(保健セ
		個別に対応いたしますので、保健センターまたは北部リ	ンター))
		ーフにご連絡ください	TEL: 840-7221
		保健センター	FAX: 840-4496
		TEL:840-7221、FAX:840-4496	
		すこやか健康相談室<北部リーフ>	
		TEL: 851-1220、FAX: 851-1152	

#### ● お知らせ(縮小しているもの)

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
保育幼稚園入園課の窓口	・保育所等の申請をはじめ、保	緊急事態宣言解除後当面の間、以下の取り扱いとします。	保育幼稚園入園課
業務	育幼稚園入園課での手続きが	・取扱業務は限定しませんが、保育所等の申請を伴うご	TEL: 841-1472
	必要な方	用件(保育所の新規申請、第1希望園の変更、転園の申	FAX: 841-4319
		し込みなど)以外は郵送での取り扱いも可能です。窓口	
		の混雑を避けるため、できる限りご協力をお願いいたし	
		ます。	
		・窓口での過密状態を避けるため、受付窓口の数を縮小	
		するとともに、ご相談時間は最大 40 分程度とさせていた	
		だきます。	

#### ● お知らせ (窓口受付時間を変更しているもの)

手続・制度名称等	窓口受付時間	概要	担当課等
窓口における申請手続き		窓口における申請・申請にかかる相談等	開発調整課
等			TEL072-841-1432
			FAX072-841-5101
開発審査課における申請・	4月20日(月)~緊急事態宣	予約制:①1 セクションあたり 15 分※各セクションでの	開発審査課
届出等に係る事務	言終了までの期間を予定	対応は最大2件②1件あたりの継続時間は原則30分まで	TEL072-841-1438
	9 時から 12 時	<予約方法>	FAX072-841-5101
	※土日祝日を除く	①予約来庁時の次回予約②電話予約	
開発・建築物等の検査等に		・開発行為、宅地造成工事及び道路の位置指定等の検査	建築安全課
係る事務		・建築基準法に基づく建築物等の現場検査	TEL072-841-1441
		・建築物の維持管理、防災等の指導	FAX072-841-5101
		・その他窓口での問合せ・相談	

#### ● 注意喚起

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
ご家庭でのごみの捨て方	新型コロナウイルスなどの感	鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる	減量業務室
	染症に感染した方やその疑い	際は、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばっ	TEL: 849-5374
	のある方がおられる家庭	て封をする」「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけ	FAX: 848-1821
		てください。	
ごみの収集について	全市民	ごみの収集は、市民の生活を維持するうえで必要な業務	減量業務室
		です。新型コロナウイルス感染症拡大時においてもごみ	TEL: 849-5374
		収集を継続するためごみ収集の拠点を分散し対処してま	849-7969
		いります。そのため収集時間が前後する場合もあります	FAX: 848-1821
		ので早めのごみ出しをお願いします。	
		ご理解ご協力をお願いします。	

#### ● 支援策等を予定しているもの(国で検討中のもの)

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
特定医療費(指定難病)助	特定医療費(指定難病)受給者	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3	保健予防課
成制度の受給者証有効期	をお持ちの方	月1日から令和3年2月 28 日の間に有効期間が満了す	TEL: 807-7625
間の延長について		る受給者証については、有効期間の満了日を原則1年間	FAX: 845-0685
		延長することが国において検討されています。	
		来期分については、更新手続きに必要な診断書等の取得	
		は不要となる予定です。詳細については、改めてお知ら	
		せします。	